

## 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」事業所への補助金の交付について

### 1 経緯

市内の社会福祉法人より「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を2か所整備することを検討しており、兵庫県が予算化している地域介護拠点整備補助事業（施設整備及び開設準備補助金（県10/10））「以下「当該補助金」という。」を活用したいとの意向が示されている。

現在の本市運用としては、当該補助金について、介護保険事業計画の整備目標に位置付け、公募を通じて選定を行った事業所のみ交付することとしているため、第9期計画に整備目標を掲げていない「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、公募を実施することができず、当該法人から補助金申請を受け付けることはできない状況であるが、今回、改めて、兵庫県に確認したところ、当該補助金については、介護保険事業計画の整備目標数として掲げていなくても交付は可能との見解であった。

### 2 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備目標状況

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所整備については、第9期介護保険事業計画策定前に整備意向調査を実施したところ、整備を希望する法人がなく、第9期介護保険事業計画では整備目標に位置付けていない。

一方、兵庫県においては、第9期介護保険事業支援計画において、看護小規模多機能型居宅介護と合わせて、県下の中学校区毎に1か所の整備を進める目標を掲げ、各市町へ整備を求めている。

### 3 今後の方針

本市では、令和5年度末に1事業所が廃業となり、現在3事業所が運営されているが、地域包括ケアシステムのさらなる推進のためにも、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のサービス提供体制の充実が望ましいと考えられる。

また、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の事業所整備に係る当該補助金については、介護保険事業計画の整備目標数として掲げていなくても交付は可能との県の見解である。

そのため、令和7年度に改めて、整備意向調査を実施し、整備を希望する法人がある場合は、第9期介護保険事業計画期間に公募を行い、当該補助金の交付を行う。

#### 4 地域密着型サービス運営部会での運用変更についての協議

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（地域密着型サービス）」の指定については、介護保険法第78条の2第7項の規定により、「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」となっており、本市においては、高齢者保健福祉専門分科会を地域密着型サービス運営部会と位置づけ、運用を行っている。

そのため、この度の第9期計画期間中に計画に位置付けていない事業所整備に補助金を交付する運用について、高齢者保健福祉専門分科会に諮るものである。

##### 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所一覧】

R7.9.1時点

日常生活圏域	法人名	事業所名
小田地区	社)きらくえん	定期巡回あんしん24
大庄地区	株)シニアスタイル	シニアスタイル立花定期巡回事業所
園田地区	株)シニアスタイル	シニアスタイル東園田定期巡回事業所

##### 【看護小規模多機能型居宅介護事業所一覧】

R7.9.1時点

日常生活圏域	法人名	事業所名
小田地区	インテリジェントヘルスケア(株)	かんたき尼崎
大庄地区	コウダイケアサービス(株)	看護小規模多機能型居宅介護桜うさぎ
大庄地区	パナソニックエイジフリー(株)	パナソニックエイジフリーケアセンター 尼崎西・看護小規模多機能
武庫地区	インテリジェントヘルスケア(株)	かんたき武庫之荘
武庫地区	尼崎医療生活協同組合	看護小規模多機能虹のきずな

以上